

ピース・ケアプランセンター柏
指定介護予防支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社パズルが開設するピース・ケアプランセンター柏（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 ピース・ケアプランセンター柏
2. 所在地 柏市柏5丁目2-11-2ビオス柏302号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
2. 介護支援専門員1名以上 介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日～1月3日 までを除く。
2. 営業時間 午前 8時30分～午後5時までとする。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領 サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

1. 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求める。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析票は基本チェックリスト等を用いる。
 2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも3月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
 3. 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 4. 介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに50円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、柏市区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条

介護支援専門員等は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条

事業所は、提供した指定介護予防支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等（第4項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町 村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着 型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を設備すること。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する重要事項）

第11条

指定介護予防支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

1. 採用時研修採用後3月以内
2. 虐待防止に関する研修年1回
3. 権利擁護に関する研修年1回
4. 認知症ケアに関する研修年1回
5. 介護予防に関する研修年1回
6. 感染症に関する研修年4回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の
秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する
べき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予
防支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社パズルと事業所の管理
者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、
利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとと
もに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策
を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。

また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。